

# 佐伯市アスベスト分析事業

## 事業の概要

- ・ この事業は、佐伯市民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進のため、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト等の分析調査に要する費用の全部又は一部を補助する事業です。

## 吹付けアスベスト等とは

- ・ 吹付けアスベスト及びアスベスト含有の吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト(ひる石)その他の吹付け建材のことをいいます。

## 補助対象者

- ・ 建築物の所有者、管理者又は保全を行う者として市長が特に認めるものとなります。

## 対象となる建物

- ・ 1～2のすべてに該当する建物が対象です。
  - 1 露出して吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建物で次に掲げる部分
    - (1) 多数の者が共同で利用する部分(附属する電気室、機械室等を含む。)
    - (2) 長屋又は共同住宅の住戸の部分(各住戸で分析の対象となる同一の吹付け建材を使用しているものに限る。)
  - 2 調査完了後20日以内又は募集年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告ができる建物

## 対象要件

- ・ 厚生労働省基準局通達により示されている分析方法による分析を行う専門分析機関に委託して行う調査が対象です。

## 補助額

- ・ アスベスト分析調査に要する費用の額(千円未満は、切り捨て)とし、1棟当たり25万円を限度とします。

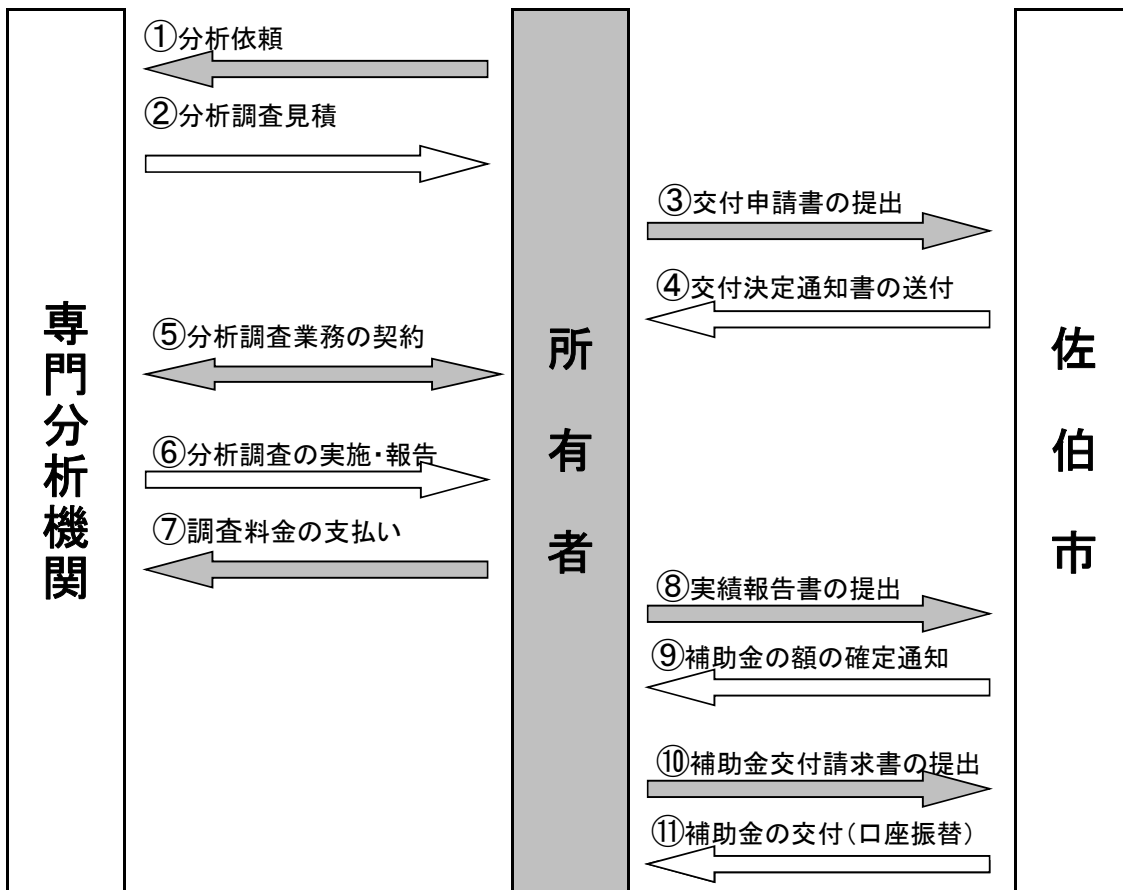
## 申請の受付

- ・ 受付期間 平成29年6月1日(木)から平成29年12月25日(月)まで
  - ・ 受付予定件数 1件
- 申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。

## 注意事項

- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた分析調査に対して補助金を支払うものではありません。補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、御注意ください。
- ・ 分析調査の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 補助金の交付は、分析調査を行った専門分析機関に調査費用を支払った後になります。

# アスベスト分析調査補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかに御連絡ください。

必要書類		様式
③ 交付 申請 書	1 佐伯市アスベスト分析事業補助金交付申請書	様式第1号
	2 付近見取図(当該建築物の所在地を赤色で表示したもの)	
	3 配置図(当該建築物を赤色で表示したもの)	
	4 確認済証又は検査済証の写し(建築確認を必要とする建築物に限る。)	
	5 平面図及び矩計図等(吹付け建材の名称等が明記されている図面とし、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある箇所を赤色で表示したもの)	
	6 現況写真(建物外観1枚、部屋ごとに部屋内部全体を各1枚、吹付け建材の種類が確認できる程度に接写したものを各1枚)	
	7 所有者の同意書(建築物の所有者と申請者が異なる場合に限る。)	
	8 分析機関の見積書の写し	
	9 暴力団等でない旨の誓約書	
	10 その他、市長が必要と認める書類	
⑧ 実績 報告	1 佐伯市アスベスト分析事業実績報告書	様式第8号
	2 分析機関が発行した分析調査結果報告書	
	3 分析調査に要した経費に係る分析機関の領収書の写し	